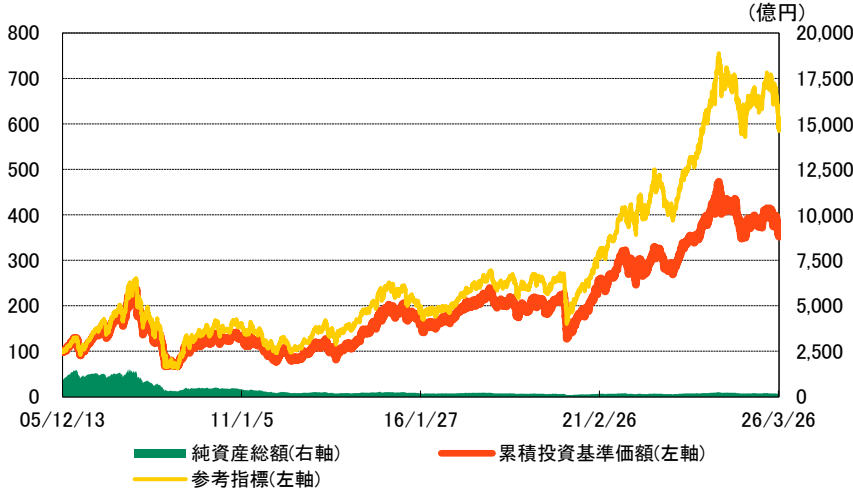


ブラックロック・インド株ファンド

追加型投信／海外／株式

累積投資基準価額および純資産総額の推移



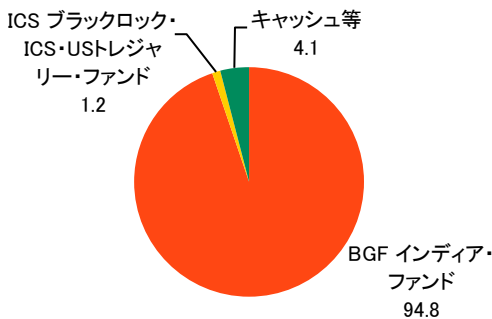
※ 累積投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。
 ※ 累積投資基準価額、参考指標は、設定時を100とした指数値を使用しています。
 ※ 累積投資基準価額は税引前分配金を再投資したものとして算出しています。
 ※ 参考指標は、MSCI India 10-40 Index (円換算ベース)です。2021年11月25日に、当ファンドの参考指標を「MSCI Daily TR Gross Emerging Markets India (円ベース)」より「MSCI India 10-40 Index (円換算ベース)」に変更しました。このため、参考指標のデータは、設定時から2021年11月24日までの期間は「MSCI Daily TR Gross Emerging Markets India (円ベース)」の指数値に基づき、2021年11月25日以降については「MSCI India 10-40 Index (円換算ベース)」の指数値に基づき記載しております。

ファンドのパフォーマンス (%)

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	5年	設定来
ファンド	-11.36	-13.26	-6.61	-7.06	26.61	37.30	252.39
参考指標	-13.84	-15.65	-7.96	-7.44	47.02	80.78	485.12

※ ファンドの騰落率は、税引前分配金を再投資したものとして算出した累積投資基準価額により計算しています。
 ※ 参考指標は、MSCI India 10-40 Index (円換算ベース)です。2021年11月25日に、当ファンドの参考指標を「MSCI Daily TR Gross Emerging Markets India (円ベース)」より「MSCI India 10-40 Index (円換算ベース)」に変更しました。このため、参考指標のデータは、設定時から2021年11月24日までの期間は「MSCI Daily TR Gross Emerging Markets India (円ベース)」の指数値に基づき、2021年11月25日以降については「MSCI India 10-40 Index (円換算ベース)」の指数値に基づき記載しております。

資産構成比率 (%) *



* 比率は対純資産総額。比率 (%) の数字は四捨五入の関係で合計が100にならない場合があります。

ファンドデータ

基準価額	9,830円
純資産総額	160.81億円
ファンド設定日	2005年12月13日

税引前分配金

分配金	累計額	16,700円
第18期	2023年12月11日	1,500円
第19期	2024年12月10日	1,500円
第20期	2025年12月10日	1,000円

※ MSCI India 10-40 IndexおよびMSCI Daily TR Gross Emerging Markets Indiaに関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

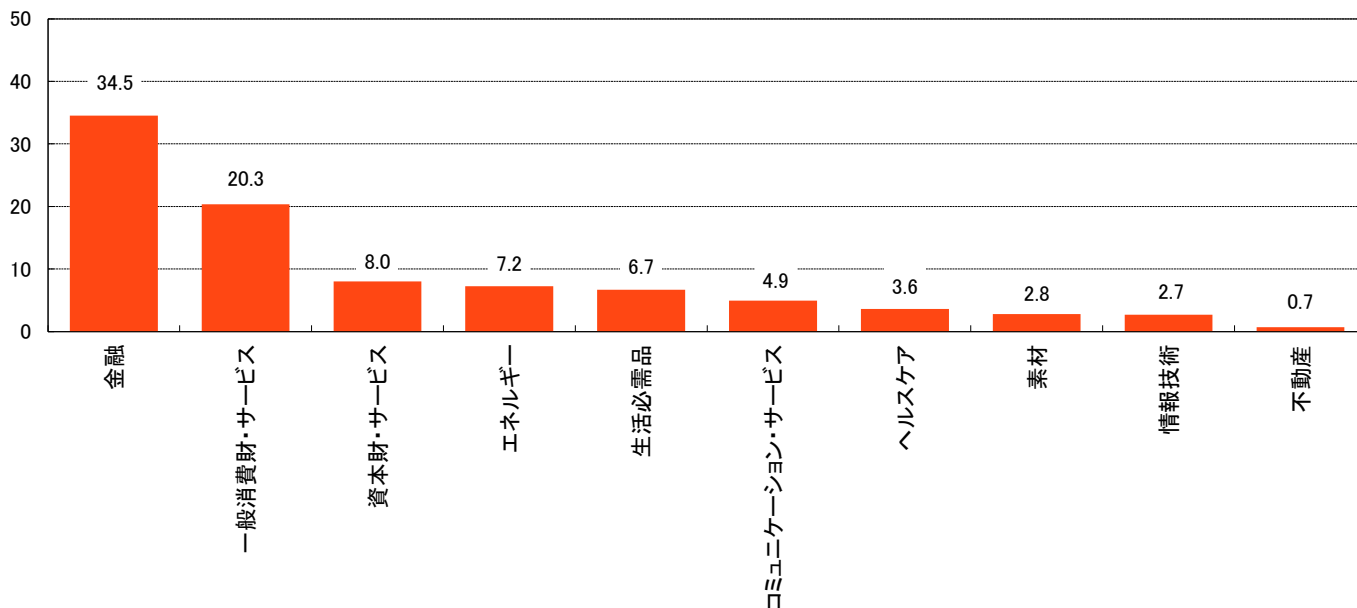
(お知らせ)

当ファンドは、投資信託約款の変更を行い、2021年11月25日より「BGF インディア・ファンド」を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズ形式による運用に変更しました。

本資料は、当ファンドの理解を深めていただく為の情報提供を目的として、ブラックロック・ジャパン株式会社が作成したものです。本資料は当社が信頼できると判断したデータにより作成しましたが、その正確性、完全性等については当社が保証するものではありません。運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり今後の運用成果を保証するものではありません。本資料に記載された市況やポートフォリオの見直し等は、作成日現在の当社の見解であり、今後の経済動向や市場環境等の変化、あるいは金融取引手法の多様化に伴う変化に対応し、予告なく変更される可能性があります。本資料に記載された基準価額は信託報酬を控除した後の価額、分配金は課税前の金額を使用しております。投資信託は株式・公社債等の値動きのある証券(外貨建ての場合は為替リスクもあります)に投資しますので基準価額は変動します。従って元本が保証されているものではありません。ファンドに生じた損益は全て投資家の皆様に帰属いたします。投資信託のお申込みに際しましては、必ず最新の投資信託説明書(交付目論見書)等の内容をご確認の上お客様ご自身でご判断ください。投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。

BGF インディア・ファンド

業種別比率 (%)



※比率は対純資産総額。業種は原則として世界産業分類基準(GICS)のセクターによる分類。

組入上位10銘柄 (%)

		銘柄数: 35	
	銘柄名	業種	比率
1	ICICI BANK LTD	金融	8.7
2	RELIANCE INDUSTRIES LTD	エネルギー	6.4
3	BHARTI AIRTEL LTD	コミュニケーション・サービス	4.9
4	HDFC BANK LTD	金融	4.9
5	MAHINDRA AND MAHINDRA LTD	一般消費財・サービス	4.7
6	VISHAL MEGA MART LTD	一般消費財・サービス	4.0
7	KOTAK MAHINDRA BANK LTD	金融	3.9
8	SHRIRAM FINANCE LTD	金融	3.9
9	ADITYA BIRLA CAPITAL LTD	金融	3.4
10	VARUN BEVERAGES LTD	生活必需品	3.4

※比率は対純資産総額。業種は原則として世界産業分類基準(GICS)のセクターによる分類。

本資料は、当ファンドの理解を深めていただく為の情報提供を目的として、ブラックロック・ジャパン株式会社が作成したものです。本資料は当社が信頼できると判断したデータにより作成しましたが、その正確性、完全性等については当社が保証するものではありません。運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり今後の運用成果を保証するものではありません。本資料に記載された市況やポートフォリオの見通し等は、作成日現在の当社の見解であり、今後の経済動向や市場環境等の変化、あるいは金融取引手法の多様化に伴う変化に対応し、予告なく変更される可能性があります。本資料に記載された基準価額は信託報酬を控除した後の価額、分配金は課税前の金額を使用しております。投資信託は株式・公社債等の値動きのある証券(外貨建ての場合は為替リスクもあります)に投資しますので基準価額は変動します。従って元本が保証されているものではありません。ファンドに生じた損益は全て投資家の皆様に帰属いたします。投資信託のお申込みに際しましては、必ず最新の投資信託説明書(交付目論見書)等の内容をご確認の上お客様ご自身でご判断ください。投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。

1. 市場環境

当月、インド株式市場は下落しました。中東情勢の緊張の高まりを背景としたグローバルなリスクオフの動きや原油高、インドルピーの下落、外国人機関投資家による資金流出が重なり、株式市場は低調な動きとなりました。セクター別では、不動産、金融、資本財、一般消費財セクターが特に大きく下落しました。

2. 運用経過

パフォーマンス要因については、セクター・レベルでは一般消費財セクターの銘柄選択やキャッシュの保有がプラスに寄与した一方で、金融セクターの組入高位や情報技術セクターの組入低位がマイナスに寄与しました。個別銘柄では、インドの自動車部品メーカー、ベルライズ・インダストリーズの保有がプラスに寄与しました。航空機メーカーからの堅調なOEM受注やイスラエルの大手防衛企業との戦略的提携を背景に航空宇宙・防衛分野における長期的な成長期待が高まりました。一方で、インドのノンバンク金融会社シュリラム・ファイナンスの組入高位はマイナスに寄与しました。民間銀行並みの、より厳格な規制が同社に導入される可能性がある、との市場観測が強まり株価は低調な動きとなりました。当月、原油価格の上昇局面で恩恵を受けやすく、リスク・リターン・バランスの観点からも魅力的なインドの国営上流石油・ガス会社オイル・インディアを新規に組み入れたほか、インドの防衛支出の持続的な拡大から恩恵を受けると見られる国営防衛電子機器メーカー、パース・エレクトロニクスの組入を引き上げました。一方で、中東地域における大規模プロジェクトへのエクスポージャーに対する懸念から、インドの多国籍エンジニアリング・建設コングロマリット、ラーセン&トップロを全売却したほか、エネルギー価格の上昇によるコスト上昇が懸念されるセメントメーカー、ウルトラテック・セメントの組入を引き下げました。

3. 市場の見通しおよび今後の運用方針

前年、大きな下げ圧力を受けたインド株式市場は、2026年は財政および金融政策の支援を背景に、国内需要や広範な業種の成長が持ち直すことにより企業業績は回復に向かうと見えています。2026年以降の成長を促す投資テーマとしては、富の創出と一人当たり所得の拡大が押し上げる消費、デジタル化とインターネットの普及、政府および民間の設備投資支出がもたらす力強い投資サイクル、電子機器、医薬品、自動車部品をはじめとする製造業の市場シェアおよび輸出の拡大、金融サービスの普及が挙げられます。当チームは引き続きインドにおける長期の構造的成長見通しに確信を持っています。セクター別では、一般消費財、金融、生活必需品セクターの組入を高位とする一方、素材、情報技術、公益事業セクターの組入を低位としています。

※「3. 市場の見通しおよび今後の運用方針」については、本資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。

また将来について保証するものではありません。

本資料は、当ファンドの理解を深めていただく為の情報提供を目的として、ブラックロック・ジャパン株式会社が作成したものです。本資料は当社が信頼できると判断したデータにより作成しましたが、その正確性、完全性等については当社が保証するものではありません。運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり今後の運用成果を保証するものではありません。本資料に記載された市況やポートフォリオの見通し等は、作成日現在の当社の見解であり、今後の経済動向や市場環境等の変化、あるいは金融取引手法の多様化に伴う変化に対応し、予告なく変更される可能性があります。本資料に記載された基準価額は信託報酬を控除した後の価額、分配金は課税前の金額を使用しております。投資信託は株式・公社債等の値動きのある証券(外貨建ての場合は為替リスクもあります)に投資しますので基準価額は変動します。従って元本が保証されているものではありません。ファンドに生じた損益は全て投資家の皆様に帰属いたします。投資信託のお申込みに際しましては、必ず最新の投資信託説明書(交付目論見書)等の内容をご確認の上お客様ご自身でご判断ください。投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。

委託会社

ブラックロック・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第375号

一般社団法人資産運用業協会会員/日本証券業協会会員/一般社団法人第二種金融商品取引業協会会員

投資信託説明書(交付目論見書)のお問い合わせ、ご請求

販売会社にご請求ください。

※以下の表は原則基準日時点で委託会社が知りうる限りの情報を基に作成したのですが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

金融商品取引業者名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人資産運用業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	一般社団法人日本STO協会
大和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第108号	○	○	○	○	○
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○	○
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○		
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○				

(1100-202603)

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目標に運用を行います。

ファンドの特色

1 当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、インド企業の株式に投資します。

投資信託証券を通じて、今後、高成長が期待されるインドの企業が発行する株式および株式関連証券に投資します。また、インドにおいて重要な事業展開を行うインド以外の企業の株式等にも投資する場合があります。

2 ファンド・オブ・ファンズ形式による運用を行います。

当ファンドは、「BGF インディア・ファンド*1」および「ICS ブラックロック・ICS・USTレジャーリー・ファンド*2」に投資します。

「BGF インディア・ファンド*1」を主要投資対象ファンドとし、その組入比率を高位に保ちます。

*1 正式名称は、「ブラックロック・グローバル・ファンズ インディア・ファンド クラスI投資証券」です。

*2 正式名称は、「インスティテューショナル・キャッシュ・シリーズplc ブラックロック・ICS・USTレジャーリー・ファンド エージェンシー・クラス投資証券」です。

※投資対象ファンドは、委託会社の判断により適宜見直しを行うことがあります。

<主要投資対象ファンドの概要>

ファンド名	BGF インディア・ファンド
形態	ルクセンブルグ籍(オープン・エンド型)会社型外国投資証券(米ドル建て)
投資目的および投資態	当ファンドはトータルリターンを最大化を目指します。当ファンドは、純資産総額の70%以上をインドの株式(同地域において重要な事業展開を行っていると考えられる企業の株式を含みます。)に投資します。
設定日	2005年2月2日
管理会社	ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エー
投資顧問会社	ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド、ブラックロック(シンガポール)リミテッド (副投資顧問会社:ブラックロック・アセット・マネジメント・ノース・アジア・リミテッド)

3 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

4 決算は年1回、毎年12月10日に行い、配当等収益および売買益等から収益分配を行います。

※分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。運用状況によっては、分配を行わない場合もあります。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

■ インド株式投資のリスク

当ファンドは、主としてインドの企業の株式に投資します。したがって、インドの経済状況、株式市場動向または組入株式の発行会社の経営・財務状況に応じて組入株式の株価および配当金の変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■ 為替変動リスク

当ファンドの基準価額は円建てで表示されますが、円以外の外貨建資産に投資します。原則として、外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■ カントリー・リスク

当ファンドは、インドの企業の株式を実質的な投資対象としています。インドなどのエマージング諸国の経済は、先進諸国に比べて不安定であり、その証券市場を取り巻く社会的・経済的環境はより不透明な場合が多く、エマージング諸国の政府は自国経済を規制または監督するうえで大きな影響力を行使することがあります。したがって、主として先進国市場に投資する場合に比べて、投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、より大幅に株価が変動することが考えられ、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。新興国においては、先進国と比較して、証券の決済、保管等にかかる制度やインフラストラクチャーが未発達であったり、証券の売買を行う当該国の仲介業者等の固有の事由等により、決済の遅延、不能等が発生する場合も想定されます。そのような場合、ファンドの運用成果に影響を与えます。実質的な投資対象である株式が上場または取引されている新興国の税制は先進国と異なる場合があります。インドの金融商品取引所で取引されている株式は、インドの税制にしたがって課税されます。また、外国人機関投資家の保有比率等に制限のある銘柄を投資対象とする場合には、運用上の制約を受ける場合があります。インドの証券取引所で取引されている株式は、株式を売却した場合、保有期間に応じたキャピタル・ゲイン税（売却益にかかる税金）等が課されます。これらの税負担や契約関連費用は、原則としてファンドが実質的に負担することになるため、基準価額に影響を及ぼします。

■ デリバティブ取引のリスク

当ファンドは、先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利等の変動による影響から当ファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

[その他の留意点]

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

[流動性リスクに関する事項]

当ファンドが保有する資産の市場環境等の状況により、保有有価証券の流動性が低下し、投資者からの換金請求に制約がかかる等のリスク（流動性リスク）があります。当ファンドにおいて流動性リスクが顕在化すると考えられる状況は以下の通りです。

- ・ 経済全体または個別企業の業績の影響により、株価変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、株式市場動向が不安定になった場合
- ・ 投資対象とする特定の地域・国の政治・経済が不安定になり、その影響により投資対象とする資産の市場動向が不安定になった場合
- ・ 主要投資対象とするファンドの購入・換金に制限がかかった場合

※金融商品取引所等における取引の停止時、決済機能の停止時または大口の換金請求については、換金請求に制限がかかる場合があります。

リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

[収益分配金に関する留意点]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のことで、投資者毎に異なります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。 詳細は販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	1口以上1口単位
換金価額	換金受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	換金代金は原則として、換金受付日から起算して5営業日目以降から販売会社においてお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時30分までに受付けたものを当日のお申込みとします。
換金制限	大口の換金の申込には制限があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。
購入・換金申込 受付不可日	主要投資対象ファンドの休業日(ルクセンブルグの銀行の休業日、12月24日、その他の 受付不可日)に該当する場合には、販売会社の営業日であっても購入・換金は受け ません。
購入・換金申込 受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、主要 投資対象ファンドの取引停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の受付を 中止・取消しする場合があります。
信託期間	無期限(設定日:2005年12月13日)
繰上償還	当ファンドは換金により受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、または投資者の ため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等には、信託期間の 途中でも信託を終了(繰上償還)させる場合があります。
決算日	12月10日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時に収益分配方針に基づき分配します。ただし、委託会社の判断により分配 を行わない場合もあります。 分配金支払いコース:収益分配金は決算日から起算して5営業日以内にお支払いいたします。 分配金再投資コース:収益分配金は税引後、全額自動的に再投資されます。
信託金の限度額	信託金の限度額は、2,000億円とします。
公告	投資者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎決算時および償還時に、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価 証券売買状況などを記載した「交付運用報告書」を作成し、ご購入いただいた販売会社 からあらかじめ申し出いただいた方法にて知れている受益者にお届けいたします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の 適用対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の 対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社 にお問い合わせください。 配当控除または益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用

■ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		(各費用の詳細)	
購入時手数料	購入受付日の翌営業日の基準価額に3.30%(税抜3.00%)を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額。詳細は販売会社にお問い合わせください。	購入時の商品説明、販売に関する事務手続き等の対価	
信託財産留保額	ありません。	—	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		(各費用の詳細)	
運用管理費用 (信託報酬)	【実質的な負担】 ファンドの実質的な運用管理費用(A+B)は、ファンドの純資産総額に対して年1.784%(税抜1.690%)程度となります。	—	
	(A) ファンドの純資産総額に対して年1.034%(税抜0.94%)の率を乗じて得た額 ※運用管理費用(信託報酬)は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のときファンドから支払われます。	運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率	
	運用管理費用 の配分	(委託会社) 年0.055%(税抜0.05%)	ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等の対価
		(販売会社) 年0.935%(税抜0.85%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
		(受託会社) 年0.044%(税抜0.04%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
(B) 主要投資対象ファンドの運用管理費用(投資対象ファンドから支払われます。) 年0.75%	—		
その他の費用・手数料	目論見書の作成費用、運用報告書の作成費用、ファンドの財務諸表監査に関する費用等の諸費用について、ファンドの純資産総額の年0.11%(税抜0.10%)を上限として、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末、または信託終了のときファンドから支払うことができます。 ファンドの諸経費、外貨建資産の保管費用等について、その都度、ファンドから支払われます。 また、主要投資対象ファンドに係る保管報酬および事務処理に要する諸費用等並びに副次的投資対象ファンドの報酬等が別途投資対象ファンドから支払われます。 ※その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。	<ul style="list-style-type: none"> ファンドの諸経費:信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息等 外貨建資産の保管費用:海外における保管銀行等に支払う有価証券の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用 	

※当該手数料および費用等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

※購入時手数料、運用管理費用(信託報酬)およびその他の費用・手数料は、消費税および地方消費税に相当する金額を含みます。